

工事成績条件付指名競争入札実施要領

江戸川区公共工事等の事前公表及び希望制度実施要領（平成 11 年 9 月 20 日施行）に基づき実施する指名競争入札（以下「希望型指名競争入札」という。）において、江戸川区請負工事成績評定事務要綱（平成 14 年 4 月 1 日施行）に基づく工事成績の評定の結果（以下「工事成績」という。）が良好な業者（以下「良好業者」という。）のみが参加できる工事成績条件付希望型指名競争入札（以下「工事成績条件付入札」という。）を実施するため、次のとおり定める。

（目的）

第 1 条 工事成績条件付入札は、技術力が高い業者の受注機会を拡大することにより、工事品質の向上を図るとともに、将来に向けて業界が成長する機会を提供していくことを目的とする。

（工事成績の計算方法）

第 2 条 良好業者の資格判定に用いる工事成績（以下「持点」という。）は、次の計算式で算定する。

持点 = (工事成績 1 - 工種平均点) + (工事成績 2 - 工種平均点) + (工事成績 3 - 工種平均点) + …… + 当該業者平均点

備考

- 1 工種平均点とは、当該工種の過去 3 年間における全工事の成績平均点をいう。
- 2 当該業者平均点とは、当該工種の過去 3 年間における当該業者の工事成績平均点をいう。
- 3 工種平均点及び当該業者平均点を算定する場合は、小数点第 3 位を四捨五入し小数点第 2 位まで求める。
- 4 持点の計算例は、別記 1 のとおりとする。

（良好業者資格者）

第 3 条 良好業者の資格を有する者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 江戸川区工事請負指名業者選定委員会要綱（昭和 50 年 4 月 1 日施行）第 2 条第 1 号に規定する格付を有すること。
- (2) その業者の当該工種における持点が、工種平均点以上であること。この場合における判定例は、別記 2 のとおりとする。
- (3) 認定日の属する年度の前年度において、江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 14 年 4 月 1 日適用）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）又は工事成績 5 段階で 2 以下の評定を受けていないこと。

（良好業者の認定）

第 4 条 良好業者の認定は、江戸川区工事請負指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）が行う。

2 良好業者の認定日は、原則として7月1日とし、有効期限は翌年の6月30日の入札公表分までとする。

3 良好業者は、工種ごとに認定する。

4 良好業者に対しては、認定後、用地経理課契約係より電子メールで通知をする。

(良好業者の区分)

第5条 良好業者の区分は、良好業者中、上位約50%以上の者を上位業者とし、それ以外の者を中上位業者とする。

(実施方法等)

第6条 希望型指名競争入札には、発注公表の際に前条に規定する区分を入札参加条件として付加する。

2 工事成績条件付入札に参加希望できるのは、良好業者のみとする。

3 対象とする工種(以下「対象工種」という。)は、土木工事(道路舗装工事、橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事及び一般土木工事をいう。)、建築工事及び電気工事の3工種とする。

4 対象工事の選定は、指名委員会が行う。

(実施件数)

第7条 工事成績条件付入札は、実施する対象工種における年間発注予定件数のおおむね20%を目途に行う。

(良好業者の扱い)

第8条 良好業者に対しては、工事成績条件付入札において、その工事の内容、予定価格等により必要に応じ、江戸川区工事請負業者指名基準(平成11年1月1日施行)に基づく等級格付けを緩和する。

2 良好業者が工事成績条件付入札により受注した工事は、江戸川区工事請負業者指名基準に係る運用基準に基づく工事等の手持ち本数の対象にしない。

(成績条件付加の解除)

第9条 工事成績条件付入札とした案件が2回目以降の再度公表に至った場合は、成績条件の付加を解除できるものとする。

(良好業者認定の取消し)

第10条 良好業者の認定を受けた者が指名停止を受けたときは、その認定を取り消すものとする。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

改正経過 平成23年7月1日

平成27年4月1日

令和元年7月1日

別記1（第2条関係）

持点の計算例

（認定日：2019年7月1日）

業者	2016		2017		2018	当該業者 平均点	持点 (※2)
	1件目	2件目	1件目	2件目	1件目		
A社	60	61	63		63	61.75	49.15
B社	68		70	68		68.67	79.97
C社	65		68		63	65.33	66.63
工種平均点（※1）						64.90	

※1 工種平均点の計算方法

$$\{(60+61+63+63) + (68+70+68) + (65+68+63)\} / 10 = 64.90$$

※2 持点の計算方法

A社の持点

$$(60-64.90) + (61-64.90) + (63-64.90) + (63-64.90) + 61.75 = 49.15$$

B社の持点

$$(68-64.90) + (70-64.90) + (68-64.90) + 68.67 = 79.97$$

C社の持点

$$(65-64.90) + (68-64.90) + (63-64.90) + 65.33 = 66.63$$

別記2（第3条関係）

判定例

別記1より

A社 $49.15 < 64.90$ したがって良好業者ではない。

B社 $79.97 \geq 64.90$ したがって良好業者である。

C社 $66.63 \geq 64.90$ したがって良好業者である。